

## 指名・報酬委員会について

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

### 1.委員会設置の目的

取締役、執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

### 2.委員会の役割

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- ① 取締役、代表取締役、社長、執行役員の人事案
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、代表取締役、社長、執行役員の報酬制度案
- ③ 取締役の報酬枠案
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、代表取締役、社長、執行役員の個人別の具体的報酬額案
- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、代表取締役、社長、執行役員の業績評価に基づく賞与案
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、代表取締役、社長、執行役員のストックオプションの付与案
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、退職慰労金支給案
- ⑧ 前各号に関する指名及び報酬に関する重要な規程の制定、改廃案
- ⑨ その他取締役会からの諮問事項

### 3.委員会の構成

指名・報酬委員会は、全ての独立社外取締役と代表取締役社長で構成いたします。

なお、委員長は代表取締役社長が務めております。